

戦国期の「境内都市」と物流 — 石清水八幡宮寺をめぐる —

於第13回貨幣史研究会・東日本部会
(2003年9月30日)
鍛代敏雄

はじめに — 問題の所在 —

- 1) 戦国・織豊期における「畿内」の個性
 - ① 15世紀後半～16世紀(応仁・文明期から織豊期)における社会構造の転換: 組織・団体・単位の組換えと新しいネットワークおよび秩序の創造
 - a 天皇・天皇制・「権門」の再編
 - b 地域的保障を基盤とした国家的安全保障体制の構築
 - ② 政治
 - a 公家・寺社の両権門が武家の体制的秩序へ傾斜(幕府～地域領主)
 - b 幕府・守護体制と地域的領主・一揆体制(分国・分郡・分郷支配)
 - c 武家による統一国家の完成(「武威」による天下一統、観念的には「神国」の宣言【高木92】【鍛代03】)
 - ③ 経済
 - a 土地所有: 荘園制的知行制から近世石高知行制への転換
 - b 流通経済: 「町」居住者の増加、武家による大量消費型物流(戦争と城下町=中核拠点都市の建設)
 - c 貨幣経済: 16世紀後半の取引手段としての銭から米への転換(幕藩体制下の貨幣体系創出へ)
- 2) 本報告の課題 — 石清水八幡宮寺の場合
 - ① 政治と宗教からのアプローチ: 政治体制の移行と権門寺社の政治的な位置
 - a 戦国期の室町幕府・守護体制内の秩序: 国家の祈祷所、武家との政治交渉および姻戚関係
 - b 統一政権の興行と宮寺再編: 社内造営・神領興行と朱印地知行の確定
 - ② 都市からのアプローチ: 「境内都市」の特質
 - a 宗教領主と都市の位層的な構造: 「境内都市」論から「門前町」(自治都市)論を読み直す
 - b 都市のアジュールと暴力: 検断権と自治の所在
 - ③ 物流からのアプローチ: 「神職商売」と物流
 - a 石清水八幡宮寺の物流: 知行地と贈答儀礼
 - b 石清水神人の商業と交通: 神人身分と流通構造の転換(安全保障論)

I 石清水八幡宮寺の政治的および宗教的位置

- 1) 将軍家の御師・善法寺家
 - ① 将軍家との血縁: 義満の母は、善法寺通清と智泉聖通(尼五山の通玄寺開山)との女(紀良子=義詮側室)
 - ② 政所執事伊勢氏との姻戚: 「伊勢守」(貞宗か)の女=善法寺興清室一子息(充清・掌清・堯清「祠官家系図(善法寺)」)
 - ③ 将軍(義植・義澄・義晴期、明応2～大永7年)の立願・祈祷(善法寺分)
 - a 明応2年2月12日付足利義植御判御教書(「菊大路家文書」115号)
 - b 文龜元年3月23日付室町幕府奉行人連署奉書(同215号)
 - c 文龜2年7月18日付足利義澄御判御教書(同169号)
 - d 文龜2年12月25日付足利義澄自筆願文(同143号)
 - e 永正元年3月9日付足利義澄御判御教書(『石清水八幡宮史』8-539頁)
 - f 永正3年2月10日付足利義澄御判御教書(同上)
 - g 永正3年9月25日付足利義植自筆願文(「菊大路家文書」170号)
 - h 永正7年2月22日付足利義植御判御教書(同117号)
 - i 永正7年9月5日付室町幕府奉行人連署奉書(同219号)

- j 永正10年11月9日付足利義植御教書(『石清水八幡宮史』8-550頁)
- k 大永元年11月28日付将軍家御教書(細川高国)(「菊大路家文書」199号)
- l (大永7年)10月10日付足利義晴御内書(同144号)
- * 立願・祈祷の分類
 - ア) 凶徒・敵退治: a (河内守護畠山基家(義豊))・h (近江国伊庭・九里等義澄方)
 - イ) 天下安全・天下泰平: b (「任御判之旨」)・c・l
 - ウ) 呪詛: d (義材(義植)の死)
 - エ) 「祈祷」: e・f・j・k (ともに興清宛)
 - 参考(永正8年7月5日義植祈祷「石清水武家社参記」『石清水八幡宮史』8-545頁)
 - オ) 将軍帰座: g (神領・社中興行)
 - 参考(明応2年2月21日義植動座祈祷「神馬引付」『石清水八幡宮史』8-532頁)
 - カ) 天変地妖: i
 - キ) 将軍社参: 永正9年6月8日義植参詣・参籠(『石清水八幡宮史』8-545～9頁)、大永6年2月16日義晴社参(『石清水八幡宮史』8-557～62頁)

2) 「永正五年日々記」「大永七年雑記」にみる幕府・守護との政治交渉

- ① 政務関係
 - 永正5・4・24 木代庄: 摂津守護細川高国(補任は7月か【今谷86】)
 - 7・19 善法寺被官内藤家、幕府奉行人松田盛秀方押領: 山城守護大内義興(補任は7月13日)
 - 7・23 質美庄: 丹波守護細川高国(補任は7月か)
 - 8・20 山田別宮: 山名数豊(伯耆守護か)方申次と雑掌交渉、別奉行・御前奉行飯尾清房の披露事→12月6日付善法寺雑掌宛室町幕府奉行人連署奉書(「菊大路家文書」94号)
 - 11・26 飯尾清房、惣奉行森方へ下向
- ② 贈答儀礼関係
 - 永正5・正・1: 筑紫公方義植上洛沙汰物騒にて公方義澄への御礼留る
 - 正・2: 伊勢守方から礼
 - 3・7: 造営につき細川澄元から太刀・具足
 - 4・14: 義植から黒毛馬・鞍・鎧
 - 4・22: 巢林庵の調法により、細川高国社参、巻数・太刀、申次新保へ1荷2種遣す
 - 4・28: 善法寺興清、義植と対面、鶴毛馬・太刀(国吉)進上申次下津屋、福村(【史料1】【史料2】)
 - 4・晦: 大内義興へ太刀遣す、申次杉弘相、畠山尚順へ太刀遣す、申次遊佐順房(【史料3】)
 - 6・5: 伊勢貞陸、境内馬場町に宿、大樽・強飯・干鯛、善法寺被官が持参
 - 6・6: 興清から貞陸へ太刀持参、酒宴あり、善法寺被官、新善法寺、惣奉行森ら御供
 - 6・7: 興清から山崎の公方義植へ巻数遣す、田中兄清、公方に御礼
 - 6・8: 巢林庵に宿す大内義興へ巻数遣す、社参、申次広中武長、東竹・新善法寺・壇ら御礼、対面
 - 7・6: 将軍宣下の御礼
 - 7・7: 公方義植から太刀・神馬(【史料4】)
 - 8・3: 善法寺興清若子誕生(充清か)、伊勢貞陸から馬・太刀、伊勢守家被官衆から太刀・金履輪など
 - 10・3: 興清から大内義興へ太刀遣す
- ③ 情報収集(「風聞」など)

* ○印：管見の範囲では、他の同時期の史料に同記述が確認できないもの（以下同）

- a 「筑紫ノ公方様」（足利義尹、義植）上洛沙汰により世上物騒（5・正・朔）
 - b 下京一揆蜂起・数多討たれる（2・2）
 - c 荻野弥十郎丹波国戸津庄を発向（2・20）
 - d 島山義英「入国造意」（3・19）
 - e 阿波守（細川高国父＝政春）参官留守に私宅破壊（3・21）
 - f 土一揆と合戦、細川澄元・三好之長・赤沢長経ら近江へ出奔（4・8）
 - g 細川高国「大略屋形ニ御成候様ニ都中覚有由風聞也、」（4・13、屋形＝管領、「屋形」＝細川晴元『鹿苑日録』天文5年10月20日、同8年閏6月6日条）：義材（植）將軍補任（7月1日）以前に実質「管領」
 - h 公方義植堺着岸、大内義興御供衆2万、島山尚順・細川高国御迎え（4・27）
 - i 大内義興、相国寺へ出向（7・11）
 - j 細川右京助丹波国龜ヶ谷に籠城、大略討死（7・16）
 - k 大内義興公方と「御筋目違」、下国の主張、御内書あり（7・23）
 - l 島山義英、遊佐成盛・赤沢長経ら討取、「天下静謐」（8・朔）
 - m 公方、島山尚順邸へ御成、伊勢殿父子（貞宗・貞陸）御下（8・11）
 - n 大内義興・細川高国・伊勢貞陸、阿野季綱邸へ出向（8・17）
 - o 公方大内殿へ御成、下国を留める（9・29）
 - p 島山与次郎（順光カ）生涯の雑説（12・2）
- [大永7年]
- ① 政務関係（③-a / 大永7・2・22「宗悟巢林庵寺住事、從阿州之号成敗、」 / ③-h・i / 2・24：「宗悟進退之儀、可致延引之由、御返事在此、」 / ③-j・k・l・m・n・o）
 - ② 贈答儀礼関係（④-a・g）
 - ③ 所収文書案
 - a) 大永7年2月5日付八幡社務雑掌宛室町幕府奉行人連署奉書
 - b) 大永7年2月5日付佐藤次郎宛細川高国奉行人奉書
 - c) 大永7年2月5日付河原崎藤五宛細川高国奉行人奉書
 - d) 大永7年2月5日付淀六郷船方中宛細川高国奉行人奉書（【鍛代99/01】）
 - e) 大永7年2月5日付淀六郷惣中宛細川高国奉行人奉書
 - f) 大永7年2月5日付河原崎石見入道宛細川高国奉行人奉書
 - g) 大永7年2月12日付国中掟（【久野03】）
 - h) 大永7年2月17日付巢林庵宛三好元長奉行人連署書状
 - i) 大永7年2月17日付巢林庵宛柳本賢治書状
 - j) 大永7年5月朔日付細川晴元禁制
 - k) 大永7年4月16日付八幡四郷中宛堺公方足利義維奉行人連署奉書
 - l) 大永7年4月12日付八幡地下中宛細川晴元奉行人下知状
 - m) 大永7年5月9日付八幡四郷中宛堺公方足利義維奉行人連署奉書
 - n) (大永7年) 5月12日付善法寺興清宛三好元長書状
 - o) (大永7年) 5月20日付三好元長宛善法寺興清書状
 - ④ 情報収集（風聞など）
- a 赤沢新兵衛・同新介ら淀へ罷入、薬師寺国盛山崎より橋本坊に住山、音信として2荷兩種遣す（7・2・8）
 - b 牢人衆撰津国上郡方へ放火（2・9）
 - c 公方義晴動座の御沙汰、柳本賢治・香西元成・三好勝長・同政長ら京都へ罷上、小島五郎次郎淀城に相残（2・12）
 - d 諸国合戦、細川高国方・武田元光方多数討死（2・13）
 - e 公方・高国、奉公衆ら坂本へ出奔（2・14）
 - f 細川晴元、淡路へ渡海（2・27）
 - g 柳本賢治、山崎実相庵に居陣、巢林庵の件で構遣す、賢治「不可有如在之由申之」、赤沢新介ら河内国三郷へ陣取（2・28）

- h 足利義晴、六角定頼と「御一献」の風聞（2・28）
- i 昨日河内合戦の風聞（5・28）

3) 統一政権の興行と宮寺再編

① 祈祷・祈願

- a 信長祈祷：「けふハのふなかあちせんにてのかっせんわろきよしきたなり」（『御湯殿上日記』永禄13・4・28）、「八幡御法楽有之、信長御祈祷歟」（『言継卿記』永禄13・4・28）、「禁中五常楽急百返有之、右大将出陣之御祈祷」（『言継卿記』天正4・5・7）
- 天正9年8月参拝
「八幡御法楽うた進上申也、信長陣立御きたう百首也」（「晴豊公記」天正10・3・9）「一社一同」「一社中御祈祷」（天正10年正親町天皇綸旨・中御門宣光奉書「田中家文書」886/887号）
- b 秀吉祈祷：出陣・病氣平癒「一社一同」（天正13年正親町天皇綸旨、同15年・同18年後陽成天皇綸旨「菊大路家文書」17/18/19/21/25号）、文禄元年「從内裏為太閤出陣祈祷、烏丸殿御代官ニ当社へ参詣了、伊勢八幡方々へ御代参在之云々、」（『多聞院日記』文禄元・5・21）、慶長3年「大かうさま御わつらいつき、御ちよくしをもつて一しや中、せんほうし、しやむたん、しんせんほうし、たなかへ、御りうくわん御きたうのきおほせいたされ候」（「田中家文書」878号）

② 寄進・造営・安堵

- * 元龜2年信長田中門跡領を安堵
 - * 天正3年信長田中長清の直務安堵
 - * 天正7年「山崎於隆光寺当宮御縁起聴聞（橋坊・橋本坊・中坊・岩坊）、御縁起則御拝見之時、可有造営之由、被仰出也、」（「近代当宮造営記」、
「山崎宝積寺」『信長公記』天正7・12・10）
 - * 天正16年秀吉母病氣平癒祈願、1万石寄進
 - * 天正17年社務領・社家領を寄進
 - * 同年秀吉母病氣平癒祈願のため「四方廻廊再興」2千石寄進（「石清水八幡宮修理造営之記」、
「菊大路家文書」469号）
 - * 文禄3年秀吉御供料を寄進
 - * 慶長4年11月豊臣秀頼若宮殿再興
- #### ③ 社務職・朱印地の確定
- * 慶長3年正月家康参拝
 - * 慶長4年田中秀清と壇榮清の社務職相論、奉行前田玄以
 - * 慶長5年5月家康社務職を廻職に定め、八幡八郷の神領指出を朱印地として安堵（「田中家文書」1261/1262/1263号）。
 - * 同年9月19日家康八幡八郷に禁制を揭示

II 境内都市「八幡」の構造

1) 石清水八幡宮寺境内都市の認識

- ① 境内都市の二元的概念：「山上」（宮寺の聖なる空間）、「山下」（地下の俗なる空間）
- a 享禄元年（1528）12月29日付八幡山上山下中宛室町幕府奉行人連署奉書（善法寺興清を造営奉行任命、『石清水文書』6-拾遺8号）
- b (天正15年カ) 7月6日付八幡一社・同山上中宛豊臣家奉行人連署状（秀吉立願、1万石造営費寄進、同上20号）
- c (天正15年) 5月17日付八幡山下町人中宛豊臣秀吉朱印状写（裏打裏書九州御陣見舞、「右之本紙ハ片岡道武方ニ有之」、同上33号）
- d 慶長5年（1600）「八幡山上山下知行高帳」（『石清水八幡宮史』6）
- ② 境内都市の多元的構成：人為的構成認識
- a 永正5年（1508）7月30日付室町幕府奉行人連署奉書（「日記抜書」『石清水八幡宮文書外 筑波大学所蔵文書（下）』31号）の宛所ア）当社務（雑掌）

イ) 八幡祠官中 (社家=護国寺別当家): 同日付善法寺雜掌宛幕府奉行人連署奉書「菊大路家文書」179号、同日付八幡祠官中宛幕府奉行人連署奉書「拾遺」18号)

ウ) 山上中

エ) 四郷中 (金振・山路・常磐・科手の境内都市)、外四郷=美豆・際目・川口・生津 (「外四ヶ郷」 「文安六年記」12月29日条)

* 戦国都市共同体の形成: 応永31年(1424)6月、「神人ニ不限郷民共与力」乘師堂に閉籠、社務改替など13箇条強訴 (『看聞日記』)。

「四郷」郷民・神人ら閉籠強訴3箇条、うち四郷に課された安居頭役の軽減(6頭→4頭)要求 (『満濟准后日記』)

* 四郷の自律化: 「公方下知今日郷中へ被付」 「大永七年雜記」5月4日条【史料8】、郷中・町人中宛正文は郷内で保管「菊大路家文書」641頁、(天正15年)5月17日付八幡山下町人中宛豊臣秀吉朱印状写裏打裏書「右之御本紙八片岡道武方ニ有之」)

2) 慶長5年(1600)「八幡山上山下知行高帳」(差出帳)の分類

① 社家: 善法寺・田中・新善法寺・壇 (その他に北田中・西竹・東竹・入江新壇・平等王院)

* 「檢校」宣下=「社務職」補任 (永正7年興清の例: 8月28日付善法寺雜掌宛幕府奉行人連署奉書「宮寺社務職」安堵、9月3日付後柏原天皇口宣案「八幡宮護国寺檢校」女房奉書「八幡社務」(「菊大路家文書」54・412・413号、『石清水八幡宮史』4-389~91頁)、幕府の奏上→(武家伝奏)朝廷・天皇 (参考: 善法寺千為(晃清)得度参内の件 (「文安六年記」2月20日条))

* 別当・権別当の宣下: 永正4年興清の例 (12月21日付後柏原天皇口宣案「八幡宮護国寺権別当」(『石清水八幡宮史』4-388頁))

* 僧綱・僧位の宣下 (口宣案「田中家文書」3-822~4号)

* 家督・遺跡 (永正8年田中家相論の場合: 2月19日付田中兄清宛義植御判御教書・同日付雜掌宛奉行人連署奉書、2月20日付兄清宛大内義興書状、2月29日付武家伝奏宛後柏原天皇女房奉書「武家裁許」・4月5日付兄清宛後柏原天皇論旨「田中家文書」3-807、813~4、816~7号)

* 社務雜掌・別当家=社家の雜掌・被官 (善法寺被官「永正五年日々記」8月3日条【史料5】)、善法寺・田中・新善法寺などの被官 (桑山浩然『室町幕府引付史料集成』上-136・265・297頁)、『石清水八幡宮史』6-321頁など)

② 山上衆 (供僧) 延べ数 68 坊

横坊・橋坊・杉本坊・中坊・關伽井坊・祝坊・東坊・梅坊・豊蔵坊・新坊・泉坊・下坊・宮本坊・角坊・瀧本坊・鐘樓坊・白壁坊・萩坊・塔坊・法童坊・門口坊・松坊・太西坊・櫻本坊・井関坊・松本坊・井上坊・椿坊・橋本坊・寶勝坊・栗本坊・奥坊・岩本坊・辻本坊・良順坊・教榮坊、愛染堂 (平等王院)・本願 (正蔵主大永7・2・22))、以上 38 坊

* 所司・諸職: 御殿司 (祭祀・読経・祈祷、松本坊・櫻本坊・杉本坊など)、入寺 (御殿司の扶助・勤行、岩本坊・横坊・橋坊・梅本坊の譜代職)、山上不出座 (御殿司欠員の補助、中坊・橋本坊・萩坊・泉坊の譜代職)、その他の諸奉行など。

* 慶長5年時には断絶、改称、または未記載の坊: 山本坊 (守護代)、菊坊 (極楽寺供僧)、南坊 (極楽寺詰衆)、多門 (關) 坊、岸本坊 (社務農清子空澄)、梅本坊 (極楽寺供僧、御殿司)、湯屋坊、西門口坊、大塔坊、尾崎坊 (極楽寺供僧)、竹内坊、水本坊、楠本坊 (角坊)、北坊、窪坊、福泉坊、石清水坊 (宮本坊)、杉本坊 (社務長清子尊喜、松花堂昭乘住)、学修坊 (平等王院曾清次男襄助)、胡蝶坊 (橋本坊)、成就坊、山井坊 (關伽井坊)、谷口坊、欽冬坊 (椿坊か)、蔵坊、林坊、眺望坊、岩坊 (祝坊)、新坊 (「男山考古録」『石清水八幡宮史料叢書』1) 山中坊 (天文16年、西竹知行の美濃国明智上下庄買得地の安堵『室町幕府引付史料集成』下-382・460頁)、以上 30 坊

* 参考: 豊蔵坊 (家康祈願所)、岩本坊 (壇豊清入寺兼職、善法寺透清禪師住居、極楽寺供僧、足利將軍家祈祷)、鐘樓坊 (伝・長曾我部氏再興)、松坊 (高倉家子息空弁、明応2年没)、萩坊 (狩野山楽隠遁、鹿苑院主に對面『鹿苑日録』天文6年4月9日条)、橋本坊 (足利家將軍家祈願所、歳暮の祈祷『蜷川家文書』3-613号)、關伽井坊 (徳川家祈願所)、橋坊 (西橋坊、壇亮清子豊清入寺兼職)、椿坊 (檢校光清息女小侍従の坊)、杉本坊 (新善法寺永清次男空助「男山考古録」、中坊 (文明2~7年、久我家と借物質券契約「一圓社領之由掠申之間」『室町幕府引付史料集成』上-278頁)

③ 律家 (善法律寺・大乘院・法蘭寺・金剛寺・壽徳院など)

④ 禪家 (神応禪寺・巢林庵・慶春庵・全昌寺・常德寺など)

* 巢林庵: 八幡外四郷の川口郷→内四郷家田町に所在 (「男山考古録」506頁)、撰津国能勢郡木代庄内、善法寺祈願寺朝川寺の末寺: (永正元年) 六月一日付巢林庵宛細川高国書状 (「朝川寺文書」『石清水八幡宮史』6-56頁)、四月十二日付巢林庵宛池田信正書状 (「菊大路家文書」320号)、細川高国・伊勢貞陸との取次 (「永正5年日々記」4月22・24日、5月10日条、7月23日条)、大内義興の八幡宿所 (同6月7日条)、大永7年柳本賢治・三好元長方、八幡宮造営奉行に宗悟を補任 (I 2-④ h・i)、公方・管領による住持跡職の補任 (「大永七年雜記」2月24日条)、幕府方への山上・山下の訴訟取次 (【石文会 03】)、「永正大永年間室町將軍家時代ハ、石清水一社の事を奉行、同様山上山下の訴訟等執達」(「男山考古録」464頁)「開基快翁和尚」「当寺開基は永正十五年也」(?)「当宮御造営修理の勘合相務」(勘合船: 永正7年・同10年・大永4年度?)、義晴参詣「諸神人の訴訟を聞、御前御使役を勤仕」(同506頁)

* 「快翁」: 「赴瑞竹軒江快翁年忌齋」(『鹿苑日録』天文12年6月20日条同索引: 竹田定盛(西岡御家人一族カ、玉村竹二『五山禪林宗派図』25頁)

* 「宗悟」: 「前蔭涼弟子竹園悟藏主」(『鹿苑日録』明応8年3月28日条)カ。「宗悟首座」(同天文12年10月3、13日条、字桂隠)

* 鹿苑院主の取次 (木沢長政)、萩坊同道 (『鹿苑日録』天文5年2月27、28日、10月1、19日、「巢林庵公府江参賀」6年3月2日、4月9、10日、「八幡巢林庵為使上云々」8年閏6月15日、天文10年4月24日、6月14日条)

⑤ 浄土宗 (正法寺など)

⑥ 神人 (公文所法眼・紀氏・俗別当・両座 (他姓・六位)・大禰宜・小禰宜・神樂・宮守・達所・神寶所・駕輿丁・御馬副・御綱・御鉾持・仕丁・大工・鍛冶・相撲・童子など)

⑦ 八幡地下

a 「社司安居本頭神人面々高書 八幡住人侍分共云」(郷中殿原共カ「祠官系図 (善法寺)」62頁)の町名・有姓者の抄出: 26名字、13町61人志水町 (志水・小篠・宇野田)、紺座町 (片岡・山内・横田)、橋本町 (橋本)、田中町 (片岡)、馬場町 (神原)、山路町 (森元・山岡・小寺)、柴座町 (喜多村・小谷・片岡・松田・北村・柏村・小寺)、神原町 (神原)、科手町 (福田)、橋本町 (橋本)、森町 (森元)、城内町 (松田)、園町 (林・小谷))

b 町人中 (町年寄、惣町中屋敷持)

c 惣百姓中 (百姓分・平百姓分)

d 地下寺庵

e 河原者衆、その他

⑧ 奉行職

a 「兼官」: 「兼官法眼=藤木法眼」(『蜷川家文書』3-643・646号、「朝川寺文書」『石清水八幡宮史』6-46頁)、善法寺被官衆 (雜掌・藤木宮内卿「永正五年日々記」8月3日条)、造営の下達 (「公文・兼官相共ニ事初之事申付」「回祿覚書」永正5年10月6日『石清水八幡宮文書』筑波大学所蔵文書 (下)』29号)、慶長5年には「社家」格、慶長11年12月の正

遷宮につき神人へ下達（六位座中宛兼官法橋・公文所法眼連署書状、諸神人中宛兼官法橋書状、同上 68・69号）

- b 「公文」：「公文所法眼」（神官・神人身分）、神人の惣官・奉行（『石清水八幡宮史』6 - 438、536頁）、公文所寄人、上野氏が公文所職を世襲、検校・兼官とともに、神人・山上衆に関する社務全般のことを議定、山上・山下へ下達
- c 「惣奉行」：「惣奉行職」（『石清水八幡宮史』4 - 670頁）の森大炊助（「社家雑掌」の森数尚（八幡別奉行飯尾為教の被官か）「祠官家系図（新善法寺）」『石清水八幡宮』首巻 - 79頁）。神人の閉籠を停止し、訴訟を裁許する旨の將軍上意（「御奉書」）の筋目をもって、「惣奉行・判官判形ニテ社頭宝前ニ高札被打之處、」（「宮寺見聞私記」永正8年正月21日条『石清水八幡宮史』4 - 954頁）
- d 「判官」：「惣奉行」とともに山上・山下の検断奉行、「巡検勾当」職（神人・神官の所司）、社務の先達（警固）、幕府への取次、義政期「判官森（源朝臣）源五郎景之」（「年中用抄」上『石清水八幡宮史料叢書』4 - 72、75、87頁）、判官の今橋弥五郎（將軍家御家人カ「永正五年日々記」）、今橋（社家参内の布衣「文安六年記」3・28条）
- e その他：社家の奉行人（「田中家文書」2 - 525号、田中家被官・奉行人）

3) 山上・山下の訴訟と検断

① 戦国以前

中世前期の権門（寺社・武家）間の訴訟（荘園諸職・境界・用水相論、神人の喧嘩・刃傷・殺害など）→14世紀～物流関連訴訟（関所・商売・役）、応安3年（1370）神輿入洛「神人与社務合戦」（『後愚昧記』10月12日条）、永和4年（1378）「神人等有愁訴事者、帯社務吹挙、可次第沙汰」（將軍家御教書「田中家文書」）→15世紀～社内間訴訟（社務への神人役訴訟）、境内都市訴訟：「四郷」=境内都市共同体の形成、応永31年（1424）6月、「神人ニ不限郷民共与力」薬師堂に閉籠、社務改替など13箇条強訴（『看聞日記』）。「四郷」郷民・神人ら閉籠強訴3箇条、他郷者の米買得停止、「雑々物」新座「迎買」停止、四郷への安居頭役軽減（6頭→4頭=人）要求（『満濟准后日記』）、宝徳2年（1450）「請取沙汰」停止（將軍家御教書「田中家文書」）

② 文明期の検断（「宮寺旧記」『石清水八幡宮史料叢書』4 - 637～641頁、文明12年（1480）12月晦日～文明18年10月6日、紀氏神人と楠葉神人の闘争、参考『石清水八幡宮史』4 - 947～953頁）

- a 森町の西村弥太郎大夫は、楠葉方禰宜や郷人を従え、権神主紀光氏を生涯。紀氏一座、与力を率いて蜂起、楠葉郷中を放火、禰宜ら殺傷。楠葉郷人、社頭閉籠、社家の懸状をもって退散。神輿の警固は祠官の面々、境内四郷衆、淀・山崎・外四郷者共。社頭には、山上の「老若両座公達」・善法寺被官・雑掌、公文所・兼官ら以下、参集。我意の閉籠衆については社中において「討取支度」。西村の跡職・伝宗寺領・禰宜の跡職を、紀氏一座へ分配知行（500石と万疋）（文明12～13年）
- b 伝宗寺・牢人（畠山義就被官）ら「強還住」により、紀氏一座一揆社頭閉籠（文明16年）
- c 紀氏閉籠衆退出、西村の一揆衆閉籠の際、喧嘩刃傷。紀氏一座社中乱入（300人）、「合戦」殺傷「殿中所々流血」。山上・山下衆参集、公文所ら調停、双方退出（文明18年7月12日～9月2日）。
- d 「十月二日、対御奉書、為諸座神方、楠葉南村紀氏館放火、不殆一字云々、」「八日、南村竹木悉被付護国寺御修理、」
- e 「境内森町人弥太郎大夫余力ノ私宅、四郷邑老罷向テ、両平田并四島河原者壊取之了、」（文明18年10月6日）

* 検断の所在：神官・神人方は諸座神人衆（関所検断の執行=館の壊取・焼却・土地没収）、町人（張本人西村の与力）の場合は境内四郷年寄衆が河原者を使役して関所検断を執行（私宅壊取）

* 参考：本社造替奉行=一色義直（文明19年2月9日付室町幕府奉行人

連署奉書「菊大路家文書」177号）

- ③ 「永正五年日々記」（9月11日～25日条【史料6】）の概要：判官（巡検勾当）今橋弥五郎（幕府奉公衆か、橋本宿所か）が山上・山下の「廻り初め」（巡視）の際、馬場において橋本丹後入道（神人・侍分一族）子息の設置する「指鳥所」を壊し、放鳥。橋本方、今橋方の宿所に乱入し乱暴。当務西竹交清（7月25日社務検校）、善法寺興清へ合力を願い出、心得の返事。善法寺雑掌（記主）、喧嘩の儀につき社務へ御使（a）。社務、幕府へ注進。「公方御下知」により、社務、「一社一同」による幕府への上申となし「御成敗」を得る旨、興清に伝達。善法寺の被官・雑掌藤木宮内卿、諸祠官中（社家・別当家）へ伝達（b）。興清、藤木・実家使者として、公文・兼官・森へ籌策を命じ、兼官方で談合（奉行衆寄合）。惣奉行の森方をもって「内儀」を社務へ申し入（c）。將軍家奉行の一色宮内少輔（將軍義尹（義植）御供衆か、「一色兩人（宮内大輔）」（『和長卿記』永正5年6月8日条）【二木85】）、書状をもって雑掌の上京を命ず（d）。橋本への將軍「御発向御下知」迷惑、閉籠（e）。閉籠の由、藤木が上洛し注進（f）。上意として閉籠退散を命ぜられ、興清、社務にて終夜寄合談合（g、社家寄合）。橋本丹後・四郷衆、社務へ罷出、落居の御礼（h）。天文21年（1552）土倉の訴訟（『蟻川家文書』3 - 643～6・648・650～2号、訴人京都住人森光友と論人八幡四郷住人森友勝、参考【桜井96】）
- ④

a 登場人物

大富善幸（京都の土倉）後家、森光友（善幸の子、八幡森家の養子）、森宗善（八幡境内森町、安居本頭神人、友清・友勝の父、土倉・侍分か）、森友清（光友の養父、友勝の兄）、森友勝（友清の弟）

石清水八幡宮寺奉行衆：河田丹後守（家満か、判官か、「菊大路家文書」187号、参考『室町幕府引付史料集成』上 - 523頁）・公文所（上野）法橋・兼官藤木法眼御房・小篠彦九郎（神人・侍分一族（志水町）、惣奉行か）

片岡左京進光房（中人か：神人・侍分一族（紺座町・田中町・柴座町））山内六郎左衛門尉（中人か：神人・侍分一族（紺座町））、立野頼久（京都の土倉か、大富と森との契約の証人）、鷹山内舜慶

b 訴訟概要

- ア) 8月、森光友、訴状を提出（残存せず）。
- イ) 石清水八幡宮寺奉行人宛森友勝支状（陳状の答弁）：大富善幸後家と応酬の文書案披露。光友に家を譲る意思はあるも、今度、鷹山内舜慶より光友の債務を要求され、家・蔵を沽却して弁済せんとす。その旨、「当町寄合衆」へ申出、京都（後家）へも申出。光友は実父善幸の預物2百貫文のうち百貫文は実母と友勝との間で決着、残百貫文・家・蔵・財宝は父善幸が光友に譲与、養父森友清末期に善幸と光友への譲置を申合。友清・友勝ともに代官（土倉の蔵預）である件、実母の書状を見るべし。友勝は光友を養子と詐称。光友は友清の相続人。友勝相続の証文出帯を要求（8月22日付、644・5号）。
- ウ) （同宛か）森光友重訴状：京都の実母（善幸後家）と友勝との文書応酬の件、友勝方が応対を怠った後、中人の片岡・山内兩人を通じて、「町中」および友勝方に対し申し届。舜慶への負債の件、友勝が自ら弁済すべし。2百貫文のうち百貫文は実母と友勝との間で決着、残百貫文・家・蔵・財宝は父善幸が光友に譲与、養父森友清末期に善幸と光友への譲置を申合。友清・友勝ともに代官（土倉の蔵預）である件、実母の書状を見るべし。友勝は光友を養子と詐称。光友は友清の相続人。友勝相続の証文出帯を要求（8月22日付、644・5号）。
- エ) 同宛森友勝重支状：後家文書の件、中人・町中宛と友勝宛との文面の相違あるが、後家応答なし。舜慶への負債の件同前。2百貫文の預り状の出帯を要求。家・蔵の件同前。光友は養子。善幸の光友への譲与存せず。友清が代官を上げた件、社家・「郷中」は年記を存知。その後友清、「郷中」より代官の件不審とされ起請文を提出。友清末期、光友との親子の筋目申し上、善幸も承知（8月日付、646号）。
- オ) 政所代（蟻川親俊）宛森光友訴状：亡父善幸、八幡内の家・蔵・雑物、

錢二百貫文、友清を代官として預置。友清死後、父宗善が懇望により、善幸は弟友勝を代官とす。友勝負債并済の為、家・蔵売却の造意。「於八幡社家、理運之断」落居（参考「於社務致対決」『室町幕府引付史料集成』上-524頁）、友勝承引せずにより、幕府の裁可を請う（9月日付、『親俊日記』9月14日条「問状相付之」、648号）。

- カ) 森友勝支状：家・蔵・雑物は、兄友清から相続。「於社家被相糺」、二百貫文の預置なし。光友は親子の儀に背き、「濫訴」を企つ（9月26日付、650号）。
- キ) 森光友重訴状：友勝養父の事実なし。善幸が、京都の古屋を八幡へ移築し家・蔵を建て、友清・友勝は土倉蔵預の代官。「社家罷出、申披」、社家よりの「折紙」（内容不明）により光友理運（10月日付、651号）。
- ク) 森友勝重支状：大富善幸と森宗善との算用の証人、立野頼久八幡に罷下、社家において「被相糺」、借錢の儀、宗善存知せざる旨を申すが、口状でなく証跡を主張。光友を養子とし、烏帽子儀・嫁取などの芳恩も忘れ「及対論」。社家より友勝への「折紙」をもって光友の理運というが、「既於社家不相糺双方儀、經上載上者、任御法旨、理運次第可被仰付者哉」（社家による双方への裁決を待たず、光友が幕府へ上告した上は、幕府法に任せた裁決となるか）（10月日付、10月9日相付、652号）。

III 境内都市と物流

1) 石清水八幡宮寺の物流

① 荘園当知行地との物流

* 為替：大山崎の割符屋・大文字屋（【桜井96】）

田中家奉行人後藤・片岡と筑紫国早良郡次郎丸名代官「田中家文書」2-516/517/520号「かハシ」「替銭」

「於八幡之替銭」の貸借（『鹿苑日録』天文13年3月2日条）

② 幕府・武家方との物流（贈答儀礼と礼物、「永正五年日々記」「大永七年雜記」参照）

③ 寄進・造営料など

2) アジュールと「隠物」・預物（【鍛代03】）

① アジュールの評価

a 「（神聖）不可侵（の地と見なされ）、特権を付与されていて、同所（八幡）に逃亡した者や、そこに隠匿した財産は、従来まったく危害を被ることがなかった」（松田毅一・川崎桃太訳『フロイス日本史』4-124頁、久我家家司竹内季治の財産を信長が没収し家臣へ分配）

b 「日本人は之（石清水八幡）を戦争の庇護者となす。（略）当所は悪人の潜伏する所にして、予も始めて殺されんとせし時、都より遁れ八日間此所に匿れりたり、（略）都への通路にして又参詣者甚だ多きが故に商売繁昌して、此地の住民は甚だ富み、其家は大きく且つ構造好く立派なり。」（1571年10月6日（元龜2年9月18日）ガスバル・ビレラ書簡『耶穌会士日本通信』下-184・5頁）

② 「預物」の事例

a 石清水関連：山上衆の橋（橋）本坊（『室町幕府引付史料集成』上-324頁（文明11）、錢百貫文の預け方）、藤坊（同339頁（文明12）、錢70貫文の預かり方）、滝本坊実乗（桑田忠親『定本利休の書簡』17号（天正初年か）、茶壺の預かり方、実乗は松花堂昭乗の師、茶壺請取状（小松茂美『利休の手紙』220号））

b 大山崎関連：大永7年2月日付大山崎惣中宛三好勝長・政長禁制「称預物無謂儀申懸事付、懸取糧米事」、同日付大山崎宛柳本賢治禁制「敵仁預物取之事」（「正田家本離宮八幡宮文書」37・38号、『大山崎町史史料編』）、天文21年7月3日付大山崎宛芥河孫十郎禁制「号預物与令違乱事」（「離宮八幡宮文書」266号、同上）

③ 「隠物」一件（永正5・4・9【史料7】）：細川高国の挙兵、永正5年（1508）4月9日、細川澄元・三好之長ら近江へ出奔。同日、近江の武家方から「隠物」八幡に参着。志水方が馬場方（ともに金振郷内の「安居頭役神人」「侍分」慶長5年指出帳『石清水八幡宮史』6-524頁、有徳人（土倉か：参照、「男山考古録」、『石清水八幡宮史料叢書』1-500・6頁、永正元年幕府徳政制札「土倉以下於質物者」『唐招提寺史料第1』164、5号）に競望、馬場方が「隠物」を宰領へ返付、志水方は刃傷沙汰に及び、双方喧嘩。惣奉行の森大炊助方と善法寺方雜掌、在所（郷か）の年寄らが調停、落居。「臈物」（預物）を宰領方へ返付。公文・兼官、判官今橋方も出来。馬場方、善法寺興清方へ御礼。

3) 神人の商業

① 商業上の訴訟：正中2年（1325）大山崎神人の荏胡麻油独占売買の訴訟（「正田家本離宮八幡宮文書」11号）、「商売事」の放生会強訴の初見（『園太曆』貞和2年（1346）8月12日条）、「酒麴売役」相論（『師守記』貞和6年6月26日条）

② 「神職商売」の身分

* 「就中荏胡麻油売買事、為神職商売、代々対御判、堅諸口之運送令停止處、近年有名無実之条、（中略）如先規執立神役并油御庭錢等、可専社頭神事興隆之由、可被成下御下知云々、」（大永2年石清水八幡宮住京大山崎神人中申状「別本賦引付」4、『室町幕府引付史料集成』（以下『引付』と略）上-491頁）：大山崎神人は、「神役」奉仕身分を楯に「庭錢」（「初尾名付庭錢」）=商人役（所場の礼錢）の徴収を主張

* 参考：「油場錢」（「離宮八幡宮文書」293号）

「八幡燈油料所事、社家一書燈油料減納之段、以起請申之旨」（「伺事記録」天文8年8月17日条）

③ 「放生大会神訴目録」（15世紀後半）にみる神人の営業（【史料10】）

a 神訴を起こした神人：淀魚市神人・他姓神人・紀氏神人・薪座神人・交野五座神人・住京山城方神人・淀水垂神人・内里神人・住京他姓神人・楠葉神人・楠葉方祢宜・巫女（神人の妻『看聞日記』応永31年6月27日条）

b 流通関係：塩問料（22）・蠟漆問職（26）・西國會物問職（27）・材木料足（31）・紙商売課役免除（32）・米屋料足（35）

c 交通関係：留米（5）、「棕橋問職」（24「運送問職」=運輸独占権力、『嵯川家文書』2-269号、「問丸職」「離宮八幡宮文書」117号）・所質（34、「或号場錢、或称所質」「離宮八幡宮文書」216号）

④ 徳政

a 金融と徳政

* 分一徳政：八幡森瑞正庵→赤佐秀久（5貫文、『引付』下-36頁）・程島数経→八幡境内森治部左衛門（「麴代」114貫720文、同79頁）

b 徳政法：永正元年10月2日付、石清水八幡宮惣社諸神人中宛室町幕府奉行人連署奉書「於質物者、守高札之旨、至諸借物者、云錢主、云借主、企参洛、任壁書可給御下知、」・石清水八幡宮山上山下境内并諸神領等宛徳政制札「土倉以下於質物者、以穩便之儀、白昼可取之事、」（「八幡善法寺文書」「唐招提寺史料第一」163～5号、端裏書「正文ハ社務ニ在之」）

c 「神物」「頼子」徳政免除

* 天文16年2月「八幡徳政之儀、（略）其趣一揆中へ（略）於神物儀者不可有改動」、同3月「石清水八幡宮於神物者（注、神人の要脚）、不可及徳政沙汰之由」（『引付』下-527・545～6頁）、天文16年2月8日付八幡社務雜掌宛、同当所四郷中宛幕府奉行人連署奉書「企閉籠」、同2月19日付「神訴」「於神物頼子者、不可有改動之条」（『嵯川家文書』3-601・602号）

* 永禄3年5月29日付幕府政所執事伊勢貞孝加判下知状「八幡四郷徳政事」神物免除（同738号）

* 永禄4年「大山崎徳政事、為八幡神人勤諸神役之条、神物之間、堅被停止訖」（『引付』上-475号、「離宮八幡宮文書」274～7号、参考：292/299）

号)、日使頭役以前、大山崎神人の徳政免除(「離宮八幡宮文書」245号)

- * 永禄4年8月淀郷内安居頭役神人の「極楽頼子」「以合銭令利倍之云々、於神物者、不可有改動之条、可令專神用之由」(『引付』上-470~2頁)
- * 参考:八幡頼子(『親俊日記』天文11年7月3日条)、「神物頼子」(『嵯川家文書』3-602号)、「無尽講米銭」(『離宮八幡宮文書』278号)

⑤ 信長の精撰令(【史料11】)

- * 永禄十二年(一五六九)二月二十八日の本令、三月十六日追加令
2月28日付「饅頭屋町文書」(建仁寺両足院蔵)、3月1日付天王寺境内宛定精選条々(「四天王寺文書」)、3月16日付精撰追加条々(「上京文書」)、3月16日付精撰追加条々(「菊大路家文書」)、『多聞院日記』3月24日条「昨日#三日、從京都織田彈正忠銭定ノ制札奈良中方々ニ打了、」
- * 「時の相場」を考慮した悪銭と精銭の比例価値の強制使用(悪銭売買に関し相場の高低による利得の排除)、米(貢租米=領主、銭納から米納へ)を貨幣代替させることを禁止、貿易品などの高額物品の一定量以上の取引には米の使用を禁止して、金銀の使用を令し、金・銀・精銭の比価を定めた。
- * 悪銭の大量流通は、銭の不安定性を招いたので、撰銭を禁止し相場を規定したが、悪銭の流通を促進し取引が渋滞した。米の安定性(商品価値)から米の代替取引が行われるようになったので、米の売買を禁止し、流通の混乱を惹起した(石高制の基盤【脇田77】)。
- * 「公権力による一元的な貨幣秩序維持という理念」の定着、民鑄の国産銭貨の「制度化」(【中島99】)
- * 石清水八幡宮寺惣郷(境内都市四郷・外四郷)の場合:金銀の流通が増量された天文期頃の春日社のように、金銀銭の比価を決めた精銭規約を定めていた可能性は高いが、京や奈良、天王寺境内都市と等しく、不動産・商品取引・高額物品の売買取引、貸借・金融取引が恒常的に契約されている物流拠点都市として、織田権力側からの認定がなされたといえることができる。

4) 馬と廻船(【鍛代99・01】)

- ① 伝馬と伯楽座
 - * 八幡外四郷の美豆郷:淀南方の牧か(「男山考古録」545頁)
 - * 淀の商売馬:美豆縄手で山崎郷人が押奪(文明5年『石清水八幡宮史』2-672頁)
 - * 八幡の伝馬・馬借・人夫(『大乘院寺社雜事記』長享元年11月14日、文明17年正月18、19日条)
 - * 駒形神人・中井氏:室町座・猪熊座・伯楽座・鳥羽座(「年中用抄」)
 - * 伯楽座頭職:【史料12】・永禄6年7月24日付中井勘介宛幕府奉行人連署奉書(「伯楽座四口老座」「森元氏旧蔵文書」)、天正11年「伯楽座問屋料事、任代々証文之旨」前田玄以が中井勘介に安堵(『大日本史料』11-4)
 - * 洛中五条の馬市興行権(中井安森、天文13年『引付』上-536頁)
 - * 「從山崎至京都塩合物通馬」(永正8年「東寺百合文書」り『大山崎町史 史料編』145頁)
- ② 過書船と淀川廻船
 - * 石清水八幡宮寺は過書船を所持
 - * 15半ば、淀神人らが11艘の過書船運航を幕府から認可
 - * 16初頭、石清水八幡宮寺の所持する淀過書船を伊勢氏へ賃貸(「永正五年日々記」)
 - * 「撰州河上廻船中」(永正12年)
 - * 「淀六郷船方中」(【史料13】)から近世「淀過書廻船中」(石清水神人身分を主張)へ
 - * 本願寺の過書船と淀屋の「雜大船」(『私心記』永禄4年4月13日条)
- ③ 石清水八幡宮寺・神人と本願寺教団・門徒

5) 石清水八幡宮寺と境内都市の近世への移行

- * 慶長5年、八幡八郷の神領朱印地の指出・安堵。慶長15年9月25日付徳川家康定書(『石清水八幡宮史』6-828頁):地下人役・安居神事役の地の他所者・坊寺への売却禁止、他所居住者の神領内知行禁止、地下人跡職を新寺とし神役忌避禁止、殺生禁断、八幡八郷「検地令免許、守護不入之上者、神事靈地等、不可有油断、諸事社方之次第不可相背候、弥任先例、山上山下法度以下、為社家中堅申付、永代守其旨、可抽天下安全之懇祈者也、」(石清水八幡宮寺と境内都市「八幡」のアジュールは「守護不入」と「先例」の「社法」によって保持されたか。「中世社寺の持つアジュール的支配権の如きはその存在を許されなかった」(【原田81】)か? ある面で存続したか(【神田02】)。
- * 山上衆(神人・供僧、諸坊)らの御師としての活動(【豊田83】):中・近世移行期における神領知行経済から信仰経済へ傾斜

おわりに — まとめと課題

1) まとめ

- ① 戦国期の権門寺社・石清水八幡宮寺と朝廷・幕府
 - * 幕府・將軍家による「社務職」安堵の沙汰(「武家裁許」)を得て、朝廷による「検校」宣下(社務職補任)がなされていた。
 - * 祠官家(社家・別当家)の遺跡相伝と寺格は、幕府・將軍の沙汰を経、武家伝奏から奏上、繪旨・口宣案・女房奉書をもって勅許されていた。
 - * 祠官家は幕府から「御師職」に補任され、國家祭祀と祈禱を勤仕し、幕府方との姻戚関係や贈答儀礼を通して、幕府との政治交渉・訴訟ルートを宮寺として複線的に保持していた。
- ② 統一政權と石清水八幡宮寺
 - * 祈禱(戦勝・病氣平癒)を通して、「天下」の祈禱所としての宗教權威を維持し、寄進・造宮などの興行政策に乗じて、宮寺の存続が保持され、朱印地知行制のもとで、宮寺と八幡八郷が再編された。
- ③ 「境内都市」の構造
 - * 宮寺(聖)と地下(俗)が意識化され、「山上」と「山下」の2元的空間認識がもたれていた。この点は、城下町の空間概念のプロトタイプと思われる(例、安土城)。
 - * 権力側の発給文書の宛所からみれば、社務(雜掌)・祠官(社家・別当家)・山上中・四郷中の4者が、「境内都市」(山上・山下)の人為的空間構成(政治的団体)と認識されていたことがわかる。
 - * 社務・山上衆の宗教領主権は、王權祭祀の執行、社内諸職の補任・改替権(神官・神人、所司・奉行(宮寺符))、「神役」の賦課権(政所下文)、社家裁判権(「社務対決」『室町幕府引付史料集成』上-524頁)、社家警察権(社務→惣奉行(社家雜掌)・判官(巡檢勾当)らが執行)、社家刑罰権(社務→諸座神官・神人方、社務→四郷年寄衆)によって構築されていた。石清水八幡宮寺の社家(別当祠官家)は、「境内都市」の「主人」(戦国期の宗教領主)であった。
 - * 15世紀前半の郷民・神人の強訴を経て、「境内都市」の人的構成が変容する。すなわち、地下の侍分(山下の神人衆:自治都市「四郷中」の主導層(慶長5年の「安居本頭神人」「侍分」(61名)に繋がる、土倉・問屋・座頭などの有徳人層・「殿原」「祠官系図(善法寺)」62頁))が社家別当家に被官化する。また、別当に次ぐ「三綱」職の経歴者から補任されていた「惣奉行」「公文所」「兼官」は、別当家被官、その一族から任命され、山上・山下の奉行衆となった。
参考:戦国期の大山崎惣郷の自治行政は殿原層=門閥的町民層(代官的=土豪的門閥巨商、地侍)、社家・神人衆、代官・雜掌(【小西00】)。
 - * 諸座神人の座的な祭祀共同体(放生会・安居などの「神役」「頭役」と職能共同体(商工業座)とともに、郷・町の地縁的都市共同体が形成され、地下の侍分・有徳人層(土倉・問屋・座頭ら)を主体とする「四

郷中」が地下検断権を獲得し、自治都市を形成した。

* 「惣郷」は、境内四郷と外四郷の八郷を指称し、「惣町」は境内四郷、の「八幡惣町中」（慶長5年、四郷内25町）のことである。また「八幡地下中」とは、郷町の共同体成員およびそれ以外の居住者（隠遁者、牢人、借家商人ら）をも包含する呼称である（【史料9】）。

④ 位層的な寄合体制

* 「町中」（寄合衆＝町年寄、不動産の売買・戸口を管理）の内済と「郷中」の地下裁判が確認できるが、郷内町人の検断については、四郷年寄衆によって執行された。また訴訟は宮寺奉行人へ上訴された。

* 「惣奉行」「公文所」「兼官」らの宮寺奉行衆は、寄合談合し事案の「内儀」を社務へ上申し、社務における「社家寄合」で評議され、訴訟の裁許は「社務対決」（社家裁判）をもって下された。

* 社家で解決できない、訴訟案件に関しては、幕府の政所沙汰にみえる通り、社務・社家（雑掌）を通じて上告され裁許を得ていた。境内都市住民と境内外居住者の訴訟だけでなく、境内の神官と神人との訴訟（「山崎日頭勤役」売買相論（『蟻川家文書』3-679号）についても、「郷中」から幕府奉行人へ直接上訴（同742号）なされることが可能であった。

* 幕府への直訴である「神訴」（神輿動座・社頭閉籠などの強訴）の場合（【鍛代88】）、社務・石清水八幡宮寺（「一社一同」）から幕府へ、社家（別当祠官家）方から幕府へ（永正8年正月、田中兄清・被官・雑掌・神人「宮寺見聞私記」『石清水八幡宮史』4-954頁）、神人衆から幕府へ（例：大山崎神人閉籠『実隆公記』永正5年11月19日条）と、各々のかたちが認められる。

* 16世紀、山上宮寺内（社家衆、山上衆、奉行人衆などの寄合）と山下町「八幡」（郷中・町中の寄合）および諸座神官神人衆の寄合など、位層的で複合的な、いわば一揆的な寄合体制が形成されていた。都市共同体の自治は必ずしも宮寺側との対立の構図を生むものではなく、むしろ宗教領主側と都市住民側が緩やかに連帯していた構図が、戦国期の境内都市の実態であると考えられる（参考：本願寺と大坂寺内町【鍛代99】）。

⑤ 都市の暴力とアジール

* 神人衆や侍衆らの暴力は、山上・山下の諸寄合衆による自律的な検断沙汰に基づいて規制・統括されていた。

* 権門寺社の権威と、公権力からの「不入」権を前提として、境内都市のアジール（聖域・避難所）が創出されていた。

⑥ 「境内都市」と物流

* 石清水八幡宮寺の帰属身分を有する、または主張する石清水神人には、宗教領主「宮寺」側社家に被官化した者、宮寺・社家の奉行人となった者、境内都市「八幡」の自治主導層、土倉や問屋、商工業者、廻船業者や伯楽・馬借といった交通業者らが、境内都市を取り巻く衛星のごとき都市群（鳥羽・淀・山崎・橋本・楠葉など）に所在し、なお京都・奈良・堺の大都市とネットワークで結ばれていた。神人の座頭層（問職）は、宮寺側と個別人的な関係を結び、幕府・守護方との政治交渉・訴訟制度を通じて生業の安全を得ていた。

* かかる諸点は、本願寺教団との類似性を認めることができる。すなわち、大坂寺内町と摂津・河内の衛星都市・寺内町群、門徒商人や交通業者の生業保障、物流のネットワーク、教団交通網の整備などと共通している（【鍛代99・01】）。

2) 今後の課題

- 戦国・織豊期の天皇・公家との交渉
- 他の境内都市との比較検討
- 他の権門寺社との比較検討

【参考文献】

- 清水三男『中世日本の村落』岩波文庫、初出1942年
豊田武「中世に於ける神人の活動」（豊田武著作集3『中世の商人と交通』初出1951年、1983年）
原田伴彦『増補 日本封建制下の都市と社会』三一書房、初出1959年、1981年
脇田修『近世封建制成立史論 織豊政権の分析Ⅱ』東京大学出版会、1977年
脇田晴子『日本中世都市論』東京大学出版会、1981年
小林保夫「淀津の形成と展開」（『年報中世史研究』9、1984年）
田良島哲「中世淀津と石清水神人」（『史林』68-4、1985年）
田良島哲「中世における寺社境内と市庭—石清水八幡宮の事例から—」（『思潮』新17、1985年）
今谷明『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、1985年
今谷明『守護領国支配機構の研究』法政大学出版局、1986年
二木謙一『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、1985年
鍛代敏雄「石清水放生会に於ける『神訴』」（『国史学』134、1988年）
高木昭作「秀吉・家康の神国観とその系譜—慶長十八年『伴天連追放之文』を手がかりとして—」（『史学雑誌』101-10、1992年）
森田恭二『戦国期歴代細川氏の研究』和泉書院、1994年
今野慶信『石清水八幡宮旧記抄』所収文書について—平安・鎌倉期の文書紹介を中心に—（駒沢大学『史学論集』24、1994年）
長塚孝「戦国期の馬市に関する史料」（馬の博物館『研究紀要』8、1995年）
桜井英治『日本中世の経済構造』岩波書店、1996年
藤木久志『村と領主の戦国世界』東京大学出版会、1997年
遠史香「南北朝期の石清水八幡宮祠官家と幕府政策—足利將軍家八幡御師職の成立をめぐる—」（『ヒストリア』156、1997年）
野田泰三「戦国期の東寺と権力—義晴・義維政権並立期の東寺の対応をめぐる—」（『日本国家の史的特質 古代・中世』思文閣出版、1997年）
伊藤正敏『中世の寺社勢力と境内都市』吉川弘文館、1999年
鍛代敏雄『中世後期の寺社と経済』思文閣出版、1999年
中島圭一「日本の中世貨幣と国家」（『越境する貨幣』青木書店、1999年）
藤本史子「中世八幡境内町の復原と都市構造」（『年報 都市史研究』7、1999年）
小西瑞穂『中世都市共同体の研究』思文閣出版、2000年
山田康弘『戦国期室町幕府と將軍』吉川弘文館、2000年
鍛代敏雄「中・近世移行期の淀川交通の変換」（『交通史研究』47、2001年）
浦長瀬隆『中近世日本貨幣流通史—取引手段の変化と要因』勁草書房、2001年
神田千里『日本の中世11 戦国乱世を生きる力』中央公論新社、2002年
小谷利明『畿内戦国期守護と地域社会』清文堂、2003年
久野雅司「『大永七年国掟』の歴史的 성격について」（『白山史学』39、2003年）
石清水八幡宮関係文書を読む会「石清水八幡宮『大永七年雜記』の紹介」（『白山史学』39、2003年）
鍛代敏雄「中世『神国』論の展開—政治社会思想の一潮流—」（『栃木史学』17号、2003年）
鍛代敏雄「戦国都市・八幡のアジールと検断—隠物をめぐって—」（『戦国史研究』46号、2003年）